

**2026 年版 ユーキャンの国内・総合旅行業務取扱管理者 速習レッスン
法改正等にもなう変更のお知らせ**

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等にもない、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。

なお、発刊年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

■「第 18 版 第 1 刷(2026 年 4 月 24 日)」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日
P.269	1.係員の指示	<u>自動車の「無人による自動運転化」等に対応するため、貸切バス約款が一部改正されました(2026 年 4 月 10 日)。</u> <u>※1.の本文全体を以下に差し替える(下線部変更・新設)</u> 1.係員の指示等 (1)係員の指示 旅客は、バス会社の運転者、車掌、特定自動運行保安員*その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。バス会社は、この指示を行うため必要があるときは、各車両ごとに、乗車する旅客の代表者の選任を求めることがあります。 (2)応急手当の協力の求め <u>バス会社は、天災その他の事故により死傷者のあるときは、旅客に</u> <u>応急手当その他の必要な措置の協力を求めることがあります。</u> *特定自動運行保安員 <u>旅客自動車運送事業運輸規則に基づき、特定の条件下において運転者がいない状態で自動運行(無人自動運転)される自動車を、乗車または遠隔操作することにより監視する者のこと。</u>		2026.8.7
P.270	Key Point ●運送の引受け および継続の拒絶	<u>※⑥の項目を以下に差し替える(下線部変更)</u> ⑥ 旅客が乗務員および特定自動運行保安員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき		2026.8.7
P.273	Key Point ●運送に関連する 費用(契約責任者の負担)	●乗務員の宿泊費	●乗務員(特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、その運送に係る車両に乗務している特定自動運行保安員を含む)の宿泊費	2026.8.7

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日					
P.476	■図表 1 日本の世界遺産登録物件一覧と主な構成資産（登録年度順）	2026 年 7 月に開催された第 48 回世界遺産委員会で「飛鳥・藤原の宮都」が世界文化遺産に登録されました。 ※表中(26)の下に次の項目を追加する。 <table><tr><td>あす か ふじわら きゅう と 飛鳥・藤原の宮都</td><td>奈良</td><td>2026 年</td><td>文化</td></tr></table> 中国大陸および朝鮮半島との交流のもと、日本で初めて古代国家の宮都が誕生・成立したことを示す考古学的遺跡群。宮殿・官衙（役所）跡、仏教寺院跡、墳墓からなる 19 の資産で構成される。 (27)【飛鳥の宮都(明日香村/桜井市/橿原市)】 飛鳥宮跡、飛鳥京跡苑池、飛鳥水落遺跡、酒船石遺跡、飛鳥寺跡、橘 寺跡、山田寺跡、川原寺跡、檜隈寺跡、石舞台古墳、菖蒲池古墳、牽牛子塚古墳 【藤原の宮都(明日香村/橿原市)】 藤原宮跡、大官大寺跡、本薬師寺跡、天武・持統天皇陵古墳、中尾山古墳、キトラ古墳、高松塚古墳			あす か ふじわら きゅう と 飛鳥・藤原の宮都	奈良	2026 年	文化	20026.8.7
あす か ふじわら きゅう と 飛鳥・藤原の宮都	奈良	2026 年	文化						
P.614	旅券法の一部が改正されました(2026 年 7 月 1 日施行)。この改正のポイントは次のとおりです。 ● 旅券の新規発給申請時に 18 歳以上の者が申請可能な旅券は、有効期間が「10 年」のものに限られる(18 歳以上の者に対する有効期間を「5 年」とする旅券は廃止)。なお、18 歳未満の者は、従来どおり、有効期間を「5 年」とする旅券のみ申請可能。 ● 「残存有効期間同一旅券」の発給申請が、18 歳以上の者に限定された(18 歳未満の者に対する「残存有効期間同一旅券」の申請制度は廃止)。			2026.8.7					
	Key Point ●「5 年」または「10 年」の申請基準	申請時に 18 歳以上の者… 「5 年」か「10 年」を選択できる	申請時に 18 歳以上の者… 「10 年」に限られる	2026.8.7					
	CASE ① 申請時の年齢の数え方 下から 2 行目	～18 歳に達しているので「5 年」または「10 年」の旅券を選択することができる。	～18 歳に達しているので「10 年」の旅券に限られる。	2026.8.7					
P.621	2.残存有効期間同一旅券の申請	「残存有効期間同一旅券」の発給申請は、18 歳以上の者に限り可能となります。したがって、P.621 の 2.は、18 歳以上の者に関する内容として、下記をご理解のうえ、学習をお進めください。 P.621 の 2.(1)(2)に該当する場合、18 歳以上の者は、「新規発給申請」または「残存有効期間同一旅券の発給申請」のいずれかを選択することができますが、18 歳未満の者は、「新規発給申請」を行うこととなります(18 歳未満の者の「残存有効期間同一旅券」の発給申請は不可)。		2026.8.7					

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日
P.624	確認テスト 7 上から 1 行目	～旅券の名義人の氏名に変更 が生じた場合、～	～旅券の名義人(18 歳未満の 者を除く)の氏名に変更が生じた 場合、～	2026.8.7
	確認テスト 8 解答	8.○ ～(残存有効期間同一旅 券の申請でも可)	8.○ ～(18 歳以上の者は、残 存有効期間同一旅券の申請で も可)	2026.8.7
P.630	欄外 プラスアルファ 上から 3 行目	2026 年 7 月 1 日より、国際観光旅客税が下記の額に変更となり ました。		2026.8.7
		～1 回の出国につき 1,000 円～	～1 回の出国につき 3,000 円～	
P.651	2.シェンゲン協定 加盟国の出入国手 続き	2026 年 4 月より、日本を含む非 EU 加盟国からの渡航者が、観光や商用などの短期滞在(180 日間の期間内で最長 90 日間の滞在)を目的として、シェンゲン協定加盟国に入国しようとする場合は、空港などの国境検問所において、渡航者の情報を電子的に記録する出入域システム(EES:Entry/Exit System)が全面的に実施されています。 この「EES」は、日本出国前の事前登録などは不要で、シェンゲン協定加盟国の空港などに到着後、入国の前に所定の手続きを行います。電子的に記録される渡航者情報の主なものは次のとおりです。 ● 氏名、生年月日、国籍などの旅券に記載されている情報 ● EES 導入国へ(から)の出入国の日付と場所 ● 顔写真や指紋などの生体認証データ ● 入国拒否に関する情報		2026.8.7